

電力小売市場の活性化に向けた提言

令和元年 5 月 17 日

投資等ワーキング・グループ

電力小売市場は、平成 12 年以降段階的に自由化が進められ、平成 28 年の小売全面自由化により、一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。

小売全面自由化から 3 年が経過し、小売電気事業者間の競争は一定程度進展してきた。しかし、新規参入者のシェアは総販売電力量の約 15%にとどまり、決して高いとはいえず、旧一般電気事業者（旧来の電力会社。以下「大手電力会社」とする。）や、その 100%子会社などの関連事業者がその販売量シェアを回復している地域もみられる（代理店・取次店を通じたものを含む。）。電力システム改革は本来、新規参入が活発になされ、大手電力会社が競争圧力に晒され、消費者・需要家がより安価で多様なサービスを受けることのできる競争環境の実現を目指してきたが、現状ではまだ、道半ばにも至っていない。

その最大の要因は、発電設備の約 8 割を大手電力会社等が保有しており、実質的には、大手電力会社が発電市場の独占力を梃子に小売市場における競争を制限し得る状況が残っていることである。

電力システム改革が本来目指してきた競争環境を実現するため、必要な施策について下記のとおり提言を行う。

1. 大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給を

大手電力会社から小売電気事業者への電力卸供給に当たっては、大手電力会社の小売部門が窓口となって売却が行われているケースが相当数ある。しかし、小売部門にとって、新規参入の小売事業者は競争相手であるため、卸供給の量を抑制して相対契約を増やす強い誘因がある。

また、市場で取引される電力の厚みを増すために、大手電力会社は内部の売買取引の一部を取引所経由で行う「グロス・ビディング」とよばれる取組を国の要請に応じて 2016 年に任意の取組として開始したが、このグロス・ビディングにおいても、売買

入札を同一の担当者が実施しており、発電部門と小売部門の情報遮断が行われていない。そのため、小売部門と新規参入者とのイコールフットィングが実現していない。

小売電力市場を競争的に機能させるためには、発電部門を有する大手電力会社の小売部門と新規の小売事業者との公平性を確保することが必要である。すなわち、大手電力会社の発電部門から、自社内の小売部門と、外部の小売事業者とに「内外無差別」で卸供給を行うことが望ましい。

したがって、今年度内に以下の検討を行い、必要な措置をとるべきである。

- (1) 大手電力会社が行う電力の卸供給について、公正かつ有効な競争の観点から、発電部門が担うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示すこと
- (2) グロス・ビディングにおいて、大手電力会社の発電部門と小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示すこと

2. 卸電力市場の透明性の確保

卸電力市場の取引に当たっては、インサイダー取引を防止するために、一定規模以上の発電ユニットの計画停止・計画外停止や、送電設備の運用容量・使用状況に関する情報について、公開を行うこととされている。

しかし、これらの情報と同様に市場価格に重大な影響を及ぼしうる、発電所の稼働状況（燃料制約等の発電所の稼働に影響を与える情報等も含む。以下同じ。）については、公開が求められていない。そのため、発電所を有する大手電力会社とそれ以外の事業者とで情報の非対称性が生じることになり、インサイダー取引や相場操縦が行われる可能性も否定できない。

こうした情報は事業者の経営情報が含まれるケースがあることなどにも留意しつつ、卸電力市場における適正な取引を促進するとともに、多様なプレイヤーにとっての市場に関する予測可能性を向上させる等の観点から、情報公開が適切に行われることが不可欠である。

したがって、市場価格に重大な影響を及ぼしうる発電所の稼働状況等に関する情報について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討を進め、今年度内に結論を得るべきである。

3. 競争活性化に向けた一段の市場整備を

一定量の電力を安定的にかつ低価格で供給できる電源を「ベースロード電源」とい
い、石炭火力、大型水力、原子力等がこれに含まれる。これらベースロード電源は大
手電力会社が保有しており、新規電力事業者にはアクセスが困難である。そのため、
ベースロード電源へのアクセスの公平性を実現するために、「ベースロード市場」の創
設が検討され、本年中に開設の予定である。

この市場においては、大手電力会社が供出する価格が競争上適切であること、すな
わち、自社内にベースロード電源を卸供給する価格と比べて不当に高くないこと
がきわめて重要である。

一方、低炭素社会の構築のために、小売電気事業者には、調達する電力の非化石電
源（再生エネルギー、大型水力、原子力等）比率を 2030 年度までに 44%以上にする
ことが、エネルギー供給高度化法によって求められている。そこで、非化石電源から
の電力を分離して証書を発行し、非化石価値を取引する市場が創設された。

この制度においては、大型水力等の非化石電源を有しない新規参入の小売事業者の
競争に与える影響にも十分留意することが重要である。

したがって、ベースロード市場の創設、および非化石価値取引市場の設計において、
以下の点について留意した措置を講ずるべきである。

- (1) 大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグルー
プの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監
視することが重要であり、産業用（大量の電力を使う工場など）の小売価格も参
照しながら、その妥当性を確認すること
- (2) 非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化
石電源の利用の促進に用いること

以上